

- ・2014年12月14日執行 衆議院議員総選挙
- ・2015年4月12日執行 大阪府議会議員選挙
- ・2015年4月26日執行 門真市議会議員選挙
- ・2015年11月22日執行 大阪府知事選挙
- ・2016年7月10日執行 参議院議員通常選挙
- ・2016年7月24日執行 門真市長選挙および大阪府議会議員門真市選挙区補欠選挙

≪ 6 ≫ A 氏の短期的な居住偽装行為と宮本市政の結託 (2017年の2月から推定5月くらいまで)

- (1) A 氏の不正違法行為についての宮本市政の「情報隠し・情報操作・かばい立て・矮小化」の結託ぶりについては、{資料 20} (2017年6/18 弾劾文書)・{資料 26} (2017年5/16 全議員への緊急申し入れ) に詳しく書いている。
- (2) A 氏が3月から5月にかけて取った「居住偽装工作」は以下の通りである。
({資料 20}・{資料 26} 参照)
- ① 3/28 から居室の水道を開栓した。
 - ② 4月から「新橋住宅居室で生活している様態」を作り出した。
具体的には部屋で若干の寝泊まりをする・ベランダに干し物を出す
・夜に部屋の電気を付ける、など
- (3) 市は2月には「A 氏が2014年12/3から水道閉栓中」である事を(水道局が)把握していたし、3/1には私の「2つの住所への配達証明郵便発送作戦」の結果を私から知らされており、A 氏の「新橋住宅不居住」=住民基本台帳法違反の事実を把握していたにも拘わらず、市がA 氏に面談調査したのは、実に水道開栓の3/28になってからだった。
「物理的絶対的な違法の証拠」が形式上解消されるのを待って、の事だった。
- 市の「4/28 判定文書」には以下のように書かれている。({資料 26} の2ページ上段)
- | | |
|------------------|-----------------------------|
| 平成 29 年 3 月 28 日 | 営繕住宅課に対し調査依頼 |
| 平成 29 年 4 月 6 日 | 都市政策課 (旧営繕住宅課) が住戸内の実態調査を実施 |
| 平成 29 年 4 月 11 日 | 都市政策課から調査結果の報告 |
| 平成 29 年 4 月 14 日 | 市民課がA氏に対してヒアリングを実施 |
- (4) 4/14 に市民生活部市民生活課の十河課長と松井課長補佐がA 氏に対して行なった「不現住の疑いがある者に対する聴き取り調査」の報告書 {資料 24} で、十河課長らは、「2001年名簿」や「2004年名簿」に全く触れず、つい先日まで2年4ヶ月も水道閉栓していた事について、「生活の本拠の実態を消失させている」=住基法違反・公選法等の指摘を全くせず、そういった「つい最近まで長年続いた違法行為」を無視黙認して、
「今後はどうしますか?」という形の誘導をする事によって、A 氏から
・「現在の生活のスタンスは完全にこちらにある」
・「もちろん100%こっちに移すつもりでいるし、移します」
という言葉を引き出して、
「我々としては、今後判断をしないといけない。現状は半々ということですが、今後ウェートを移すという本人の意思は確認しました」
と、その場で語ってA 氏を「安心」させている。({資料 26} の3ページめ)
- (5) そうして「電気・水道・ガスのメーターは、・・・H29.4.6 時点では数値が増加していた。」とか、「4月18日～25日の1週間を調査したら、夜間に部屋の電気がついている日があったし、ベランダにシーツや数点の服が干されている日があった」、
という事を挙げて「Aに居住実態はある、、という「結論」を「4/28 判定」で出しているのであ